

法人化の メリット・デメリット

個人事業主の皆様こんな悩みはありませんか？

- ◎法人化を考えているが決め手に欠ける
- ◎個人事業と何が違うのかわからない

ここでは法人の主なメリット・デメリット
及び個人事業との違いを紹介します。



メリット①

社会的な信用が高まる

法人設立には費用と労力が必要です。それゆえ取引先または金融機関からの信用力が高まることが期待できます。

メリット②

節税になる可能性がある

個人事業主には所得税が課されます。所得税は累進課税制度が適用されるため、所得が増えれば増えるほど負担税率が上がります。 (最大税率45%)



法人税の税率は15%～23.20%となっており、所得金額によっては税負担が減少します。 (また、自分の給料を経費として落とせる等、経費の範囲が広がるのもメリットの1つ)

※あくまでも節税になる可能性があるという話ですので具体的な判断は税理士に相談することをオススメします。

メリット③

決算月を自由に決められる

個人事業主の事業年度は1月1日～12月31日と決められています。（翌年の3月15日までに確定申告書を提出）



法人は自由に設定できます 例：9月1日～翌年8月31日
(事業年度終了の2か月以内に確定申告 例だと10月31日)
繁忙期を避けて決算期を設定することが可能です。

メリット④

事業承継がスムーズに

法人名義の資産、口座、許可（建設業許可など）は例え社長が死亡したとしても直接的な影響を受けることがありません。また、相続税対策などの観点から、事業承継を機に法人化するケースもあります。

デメリット①

法人設立費用がかかる

法人設立に際し、資本金及び設立登記費用等がかかります。

株式会社の場合30万円前後、合同会社の場合15万円前後の手続き費用がかかります。

(あくまで概算です。行政書士、司法書士などへの依頼料む)

※資本金は1円から設立できますが、あまりにも低い資本金はオススメしません。(信用面で劣ると見られる場合があり)

デメリット②

事務作業の増加

法人化により、法人税申告書や決算書の作成が義務付けられます。その為、記帳業務等の**事務作業が増加します。**

税理士等に依頼するのが一般的ですが、**その分費用も発生します。**

デメリット③

社会保険への強制加入

個人事業主の場合、従業員が**5人未満**であれば社会保険は**任意加入**でした。



法人では従業員の人数に関わらず社会保険への加入が**義務**となります。例え、社長1人でも加入しなければなりません。

その為、**社会保険料の会社負担分の発生**、手続き等を社労士に依頼する場合は、その分費用が発生します。

※社会保険には代表者及び家族従業員も社会保険に入る事や、老齢年金、障害年金、遺族年金などの将来貰う年金額の増加などメリットの部分もあります。

